

証券コード 8011

平成29年3月13日

株 主 各 位

東京都新宿区本塩町14番地
株 式 会 社 三 陽 商 会
代表取締役社長 岩 田 功

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月30日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区南青山一丁目24番3号
当社 青山ビル イベントホール（地下1階）

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場をお願い
申し上げます。）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第74期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 単元株式数の変更に伴う株式の併合の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件（単元株式数および発行可能株式総数の変更） |
| 第4号議案 | 定款一部変更の件（取締役任期の変更） |
| 第5号議案 | 定款一部変更の件（責任限定契約の締結対象者の拡大） |
| 第6号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第7号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第8号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>) に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の改善に足跡が見られるものの、緩やかな景気の回復基調が続きました。新興国や資源国の景気下振れリスクや欧州経済の先行き不透明感などの影響により、金融資本市場は不安定な推移をたどりましたが、年末には米国経済の復調期待感から株価が上昇するなど力強さも見られました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、消費マインドの停滞やインバウンド需要の減退などが顕著になるなか、価格を意識した実需型の消費行動が見られるなど、消費者の選択眼はより一層厳しさを増しており、年間を通して、百貨店衣料品マーケット中心に非常に厳しい推移が続きました。

このような経営環境のなかで、当社グループは、平成27年秋冬シーズンよりスタートいたしましたマッキントッシュ ロンドン（メンズ・ウィメンズ）、ブルーレーベル・クレストブリッジおよびブラックレーベル・クレストブリッジ各ブランド、また100年コートに代表される当社のもづくり力の象徴であるコーポレートブランドの展開に注力してまいりました。これらの新規ブランドのほか、マッキントッシュ フィロソフィー、エポカ、ラブレス・ギルドプライム（各々メンズ・ウィメンズ）等の基幹ブランドの拡大に向けて、商品企画、店頭販売、販促活動などあらゆる面から強化を図ってまいりました。

しかしながら、平成27年春夏シーズンをもってバーバリーブランドを終了したこと、また百貨店ボリュームゾーン展開ブランドを中心に苦戦したことなどにより売上高が大幅に減少しました。商戦が盛り上がる秋冬シーズンにおいても、天候要因に加え、消費意欲の改善も見られず、重衣料が苦戦するなど、年間を通して非常に厳しい業績となりました。

また、抜本的な構造改革の施策のひとつとして希望退職者の募集を行い、これに伴う費用として約26億円を事業構造改善費用として特別損失に計上しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は676億1千1百万円（前年比30.6%減）、一部の商品在庫処分損に加え、新ブランドおよび中止ブランドの在庫評価損16億5千1百万円を計上したこと等により、営業損失は84億3千万円（前年は65億7千7百万円の営業利益）、経常損失は81億9千6百万円（前年は70億3千6百万円の経常利益）、また繰延税金資産等の取崩し等に伴う法人税等調整額30億7千万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は113億6千6百万円（前年は25億9千

5百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

以上のような事業環境激変の下、当社グループは、これまで以上にお客様に目を向けた「消費者志向経営」を推し進め、当社の社是である「真・善・美」のものづくり、またタグラインの「TIMELESS WORK. ほんとうにいいものをつくろう。」を体現すべく、お客様にご支持いただける商品づくりに邁進してまいりております。

部門別売上の状況

区 分	売 上 高	構 成 比 率	前 年 比 増 減 率
紳 士 服 ・ 洋 品	23,557 百万円	34.8 %	△31.9 %
婦 人 子 供 服 ・ 洋 品	34,733	51.4	△29.9
服 飾 品 他	9,320	13.8	△29.5
合 計	67,611	100.0	△30.6

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、出店等による店舗設備および本社新別館ビルの建設にかかる建設仮勘定等で総額14億4千万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、メインバンクとのコミットメントライン等の設定しております。

(4) 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、平成28年度にその方向性を公表し、平成29年2月14日に新経営計画として発表した「Sanyo Innovation Plan 2017」において、下記のVision/Missionを掲げており、その実現に向けて各施策を実行してまいります。

<Vision/Mission>

アパレル事業をコアとしながらもライフスタイル全般に関わるサービスを提供する「総合ファッションカンパニー」(メーカー・リテーラー・プラットフォーマー)

へと進化

<行動指針>

「継承」＝「メーカーとして世界最高水準のものづくりの追求」と「革新」＝「新たな販路へ・新たな顧客へ・新たな商品／サービスへ」を行動指針として浸透

以下の構造改革具体策および成長戦略具体策を実行し、黒字化に向けて事業の立て直しを図ります。

1. 営業販売改革

不採算ブランド・売場の撤退、売場の生産性向上をはじめ、販売マネージャーの重点管理指標の再定義・効率化、売場販売力強化の仕組みづくりを推進します。

2. 業務改革

フレックスタイム制度／時差通勤制度のテスト導入、フリーアドレス導入などフレキシブルな働き方を推進し従業員の意識改革を促します。全社アンケートの実施や「SANYO POST」の設置により会社に対するさまざまな意見、アイデア募集など、従業員の声を経営に生かせる仕組みづくりを推進します。

3. マーチャンダイジング（MD）改革

MDプロセスの標準化・高度化を進めるとともに、MD／生産担当の業務見直しや生産部門との連携を強化し、効率的に魅力ある商品づくりを追求できる体制を構築します。これにより粗利益率の向上と滞留在庫の削減を図ります。

4. 既存事業強化戦略

新たな販路向けの商品開発と生産体制整備を推進し、都市型商業施設を中心に新店を進めてまいります。デジタル活用による直営店運営力強化を実行します。

また、コーポレートブランド事業の専門店卸売販路の開拓を積極的に推進し、クリエイションとマーケティングを強化してまいります。

5. Eコマース・デジタル事業の成長加速

Eコマース専用商材の開発や自社Eコマースサイト（iStore）の機能強化、およびブランド別WEBサイトの強化など具体的施策を積極的に推進し、潜在的な成長力のある販路に投資を行います。

6. 新規事業開発

「新たな販路へ・新たな顧客へ・新たな商品／サービスへ」の行動指針に基づき、直販型ビジネスの開発や「エシカル・エコ・オーガニック」を軸とした幅広い領域におけるユニークで新しい商品／サービスの開発と、それらを持つ事業者へのプラットフォーム提供など多面的に推進してまいります。

なお、新経営計画「Sanyo Innovation Plan 2017」の詳細については、当社ホームページ (<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>) に掲載しておりますのでご覧ください。

いわゆる事業等のリスク情報につきましては、下記のとおりであります。

1. ファッション商品の特性について

当社グループの主力商品の大部分はファッション衣料および服飾品であります。ファッション商品の販売はその特性上、流行に左右されやすい傾向があります。当社グループは消費者ニーズの変化に対応すべく、商品企画の更なる刷新と市場情報収集力の強化に努めております。今後とも商品力の強化により売上拡大を図っていく方針ではありますが、流行の急激な変化によっては、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

2. 知的財産権の使用について

当社グループは現在数社の海外提携先と契約し、提携先所有の知的財産権を使用したブランド（ライセンスブランド）の衣料および服飾品を販売しております。現在、これらのライセンスブランドの総売上高は当社グループの売上高の過半を占めております。当社グループといたしましては、これらの海外提携先とは密接で良好な関係を構築し維持しており、今後とも売上拡大を図ってまいります。しかしながら、契約更改時における契約更改条件等によっては、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

3. 気象状況や経済状況等について

ファッション衣料および服飾品は、気象状況あるいは経済状況の変化の影響を受けやすく変動しやすいため、種々の変化に対応できるよう、クイックレスポンス体制（短サイクル生産体制および期中追加企画、生産体制）等による対応を図っております。しかしながら、冷夏暖冬などの天候不順や予測不能な気象状況あるいは経済環境の変化等により、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

4. 品質管理について

当社グループは厳しい品質管理基準にしたがって各種製品を提供しておりますが、予測しえない品質トラブルや製造物責任に係わる事故が発生した場合は、企業およびブランドイメージが損なわれ、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

5. 情報管理について

当社グループは直営店および百貨店等の店頭での顧客管理上、多くの個人情報を保有しております。これらの情報の管理・取扱いについては当社CSR推進委員会で社内ルールを決定し、管理体制を整え万全を期しております。しかしながら、情報流出や漏洩が発生した場合は、当社グループの社会的信用を低下させ、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

以上の他にその他の一般的リスクとして、取引先の破綻による貸倒れ、災害、事故、法的規制および訴訟等、さまざまなリスクが考えられます。

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、新興国や欧州経済の減速や先行き不透明感、また米国経済の今後の動向など懸念材料はあるものの、雇用・所得環境の改善が見られるなかで、緩やかな回復基調が続くことが予想されます。

このような情勢のなかで、当社グループは、事業構造改革と成長戦略を推進するべく、新経営計画を発表いたしました。今後はより一層の具体化に向けて、前例にとらわれず、さまざまな施策を着実に実行してまいります。企画、生産、営業、販売ほか財務面に至るまで、社内各方面において一層の効率化を進めるとともに、MD改革を実践するなど粗利益改善・利益率向上施策を打ち、組織や働き方改革も進めてまいります。またトップライン向上施策としては、既存事業の拡充、新規事業（含むM&A等）の展開、Eコマースの成長加速等の事業強化を、具体的施策をもって図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第71期 自平成25年1月1日 至平成25年12月31日	第72期 自平成26年1月1日 至平成26年12月31日	第73期 自平成27年1月1日 至平成27年12月31日	第74期 (当連結会計年度) 自平成28年1月1日 至平成28年12月31日
売 上 高(百万円)	106,350	110,996	97,415	67,611
経常利益又は経常 損失(△)(百万円)	7,499	10,348	7,036	△8,196
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△)(百万円)	3,648	6,318	2,595	△11,366
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額(△)(円)	29.02	50.26	20.64	△90.43
総 資 産(百万円)	98,425	103,163	99,697	80,764
純 資 産(百万円)	55,257	61,683	65,147	49,551

(7) 親会社および重要な子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
サンヨーアパレル(株)	130 百万円	100.0 %	衣料品の販売
サンヨーショウカイニューヨーク,INC.	1,000 千米ドル	100.0 %	衣料品の販売
上海三陽時裝商貿有限公司	155,484 千元	100.0 %	海外生産支援業務

(注) サンヨーゼネラルサービス(株)は、平成28年7月1日付で、(株)三陽商会に吸収合併されました。

(8) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

区 分	主 要 品 目
紳 士 服 ・ 洋 品	コート・スーツ・ジャケット・スラックス・セーター・シャツ等
婦 人 服 ・ 洋 品	コート・ドレス・スーツ・ジャケット・スカート・セーター・シャツ・ブラウス等
服 飾 品 他	バッグ・ベルト・傘・ハンカチ・アクセサリ等

(9) 主要な事業所（平成28年12月31日現在）

会社名	区分	名称	所在地
(株) 三陽商会	当 社	本 社	東京都新宿区
		九 段 ビ ル	東京都千代田区
		青 山 ビ ル	東京都港区
		大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区
		名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区
		福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区
		札 幌 支 店	北海道札幌市中央区
三陽銀座タワー	東京都中央区		
サンヨーアパレル(株)	子会社	本 社	神奈川県横浜市中区
サンヨーショウカイニューヨーク,INC.	子会社	本 社	米国ニューヨーク市
上海三陽時装商貿有限公司	子会社	本 社	中国上海市

(注) (株)三陽商会は、平成28年6月30日をもって仙台営業所を閉鎖、平成29年1月1日をもって札幌支店を札幌営業所に変更しております。

(10) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
男 性	751 名	14 (減) 名
女 性	539	24 (減)
合 計	1,290	38 (減)

(注) 1. 上記従業員数の他に期中平均人員3,924名の嘱託および臨時販売員を雇用しております。
2. 上記従業員数合計には、希望退職者249名（平成28年12月31日付退職）が含まれております。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	742 名	15 (減) 名	45.1 才	20.2 年
女 性	526	26 (減)	43.8	17.4
合計または平均	1,268	41 (減)	44.6	19.0

(注) 1. 上記従業員数の他に期中平均人員3,853名の嘱託および臨時販売員を雇用しております。
2. 上記従業員数合計には、希望退職者249名（平成28年12月31日付退職）が含まれております。

(1) 主要な借入先の状況 (平成28年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	5,000 百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	2,200

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 125,694,328株 (自己株式535,017株を除く)
- (3) 株主数 16,818名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	8,523 千株	6.78 %
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (三井住友信託銀行再信託分・三井物産(株)退職給付信託口)	7,578	6.03
三 菱 商 事 (株)	4,469	3.56
(株) 三 越 伊 勢 丹	4,163	3.31
八 木 通 商 (株)	4,000	3.18
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,606	2.87
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	3,517	2.80
三 井 物 産 (株)	3,454	2.75
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	3,000	2.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,820	2.24

(注) 持株比率は自己株式535,017株を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (平成28年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	杉 浦 昌 彦	兼 社長執行役員
代 表 取 締 役	松 浦 薫	兼 専務執行役員 経理財務本部長
取 締 役	佐久間 睦	兼 専務執行役員 事業本部長 企画生産管掌
取 締 役	齊 藤 晋	兼 専務執行役員 事業本部副本部長 販売管掌 兼 特命担当 (大阪支店新事業推進)
取 締 役	岩 田 功	兼 常務執行役員 経営統轄本部長 兼 上海三陽時裝商貿有限公司 董事長
取 締 役	住 田 邦 生	弁護士
取 締 役	松 田 清 人	
取 締 役	矢 野 雅 英	
常 勤 監 査 役	新 名 宏 行	
常 勤 監 査 役	中 村 幹 男	
監 査 役	鈴 木 正 隆	
監 査 役	玉 井 泉	
監 査 役	三 浦 孝 昭	公認会計士、盟和産業(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役 住田邦生氏、松田清人氏および矢野雅英氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鈴木正隆氏、玉井泉氏および三浦孝昭氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 三浦孝昭氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 住田邦生氏、松田清人氏および矢野雅英氏ならびに監査役 鈴木正隆氏、玉井泉氏および三浦孝昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成29年1月1日付で、代表取締役が以下のとおり異動しております。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	岩 田 功	兼 社長執行役員 経営統轄本部長
取 締 役	杉 浦 昌 彦	

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	217百万円
監 査 役	5名	62百万円
合 計 (うち社外役員分)	13名 (6名)	279百万円 (46百万円)

(注) 平成19年3月29日開催の第64期定時株主総会終結のときをもって役員退職慰労金制度を廃止することが決議され、これにともない同定時株主総会の日以前の在職期間分についての役員退職慰労金については、打切り支給することとし、支給の時期は各役員それぞれの退任時としております。当事業年度においては、該当事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等

	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
取 締 役	住 田 邦 生	—	—
取 締 役	松 田 清 人	—	—
取 締 役	矢 野 雅 英	—	—
監 査 役	鈴 木 正 隆	—	—
監 査 役	玉 井 泉	—	—
監 査 役	三 浦 孝 昭	盟和産業(株) 社外取締役	特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

	氏 名	取締役会および監査役会への出席および発言の状況
取締役	住 田 邦 生	当期開催された取締役会12回すべてに出席し、弁護士としての見識に基づき、主に法的な見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役	松 田 清 人	当期開催された取締役会12回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役	矢 野 雅 英	平成28年3月30日就任後に当期開催された取締役会10回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役	鈴 木 正 隆	当期開催された取締役会12回すべておよび監査役会14回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役	玉 井 泉	当期開催された取締役会12回すべておよび監査役会14回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役	三 浦 孝 昭	当期開催された取締役会12回すべておよび監査役会14回すべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役および各社外監査役との間で、法令の定める限度まで、社外取締役および社外監査役の責任を限定する契約を締結しております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	58百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および監査報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の監査報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である商標使用料に関する合意された手続業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 当社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款および取締役執務規程等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
- ② 社長直轄の内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関して法令・定款および社内規程等の遵守状況、職務執行の手続の妥当性について、作成した計画に基づいて定期的に内部監査を実施し、社長および監査役に対して、その結果を報告しております。

- ③ C S R推進委員会、内部統制委員会、内部監査室、法務・コンプライアンス室の活動を通じ、コンプライアンス体制の充実を図っております。
- ④ C S R基本方針、企業行動基準、就業規則、職務分掌規程、職務権限規程、重要情報の適時開示と内部者取引防止規程等、行動規範に結びつく内容に関しては、必要に応じた適切な手法により、その周知徹底を図っております。
- ⑤ 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人が法令・定款および各種社内規程等に違反する行為を発見した場合、職制を通じての報告のほか、当社内の通報窓口または社外の顧問弁護士を通じて当社に通報できる社内通報制度（三陽アラーム制度）により、所轄部署に速やかに報告が上がるよう体制を整備しております。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、これら勢力および団体とは一切関わらない方針を貫く体制を整備しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行・意思決定に関わる取締役会議事録、経営会議議事録、執行役員会議事録、稟議書、各種申請書および契約書等を文書保存規程の定めるところにより作成・保存し、また、それら文書の管理体制を整備しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の業務に関連するリスクとして、「犯罪リスク」、「P L関連リスク」、「営業リスク」、「労務管理リスク」、「市場リスク」および「災害リスク」等が考えられますが、かかるリスクに基づく損失の発生防止のための各種規程およびマニュアルを策定するとともに、C S R推進委員会、内部統制委員会を通じて危機管理についての社内啓発・教育を実施しております。また損失の防止策が実効的に機能することを確保するため、内部監査室はその状況について監視しております。
- ② 損失の危険が発生した場合は、危機管理規程に則り、危機管理委員会がその種類に応じて対応しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する委員会等の名称と役割は次のとおりです。

『危機管理委員会』

「犯罪リスク」、「P L関連リスク」、「営業リスク」、「労務管理リスク」、「市場リスク」、「災害リスク」の発生時において、各種リスク毎に定めた関係部門による対策本部を組織し、適切な管理体制を構築し運営しております。

また、上記以外の新たなリスクの発生時には、危機管理委員長が必要に応じて別途対策本部を定め、適切な管理体制を構築し運営しております。

『CSR推進委員会』

危機管理に関する全社からの情報収集および全社への連絡事項の伝達を行っております。

『内部統制委員会』

危機発生リスクの分析・評価を行い、危機発生時に適切な対応を行うための基盤整備を平時から行っております。

『内部監査室』

危機管理体制に関する監視を行っております。

『法務・コンプライアンス室』

コンプライアンスリスク発生時に関連部署と連携の上、適切に対応しております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 連結ベースの中期経営計画および年度事業計画を策定し、諸施策を推進しております。
- ② 「取締役執務規程」により取締役の責務を明確にし、組織運営・業務推進の効率性を求めています。
- ③ 取締役（社外取締役を除く）および取締役会が任命する者で構成される「経営会議」を設置し、会社に影響をおよぼす重要事項についての多面的な検討と意思決定を行っております。
- ④ 取締役会により選任された「執行役員」に業務執行権限を委譲し、業務の効率的運用を行っております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制および当該取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社グループの業務の適正性を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき各子会社に対する当社の所管部門およびその責任者を定め、必要に応じて当該所管部門の責任者または所属員を役員として派遣し、子会社の取締役等の職務の効率的な執行状況を管理するとともに、重要事項が当社の取締役会に適切に報告される体制を整備しております。

- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・各子会社の当社所管部門およびその責任者は、子会社の業務に関連するリスクについて、これを評価し、対応するための継続的統制を組織的に行い、かかるリスクに関する重要な情報が当社の取締役会に適時に報告される体制を構築・維持しております。さらに、重要な契約の締結等については、当社の法務・コンプライアンス室が連携し適宜審査を行っております。
- ③ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・子会社のコンプライアンス体制の充実を図るため、当社の内部監査室は子会社のリスク管理体制を監視するとともに、適正な取引や会計処理を確保するため十分な情報交換、聴取を行っております。また、当社の監査役が子会社の監査に関与し、あるいは必要に応じ当社常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなどして、当社と同等の業務の適正を確保する体制を整備しております。
 - ・法令・定款違反等を未然に防止するため、子会社の使用人等から内部通報が寄せられた場合は、当社は、三陽アラーム制度規程に則し適切に対応しております。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- ① 監査役監査基準および監査役会規則に則り、使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を選任し監査役補助の任にあてております。
- ② 取締役、執行役員および使用人は、補助使用人が監査役の指示により監査に必要な情報、資料の提供等を求めた場合においては、当該情報等の提供に速やかに応じるなど、補助使用人が行う業務の推進に協力しております。
- (7) 補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役補助使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**
- ① 監査役業務に関しては、補助使用人は取締役および補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令は受けないこととしております。また、補助使用人は、いずれの本部にも属さず、社長直轄の当社内部監査室に配属されております。
- ② 監査役監査基準および監査役会規則に則り、補助使用人の人事異動および雇用条件等に関する事項は、監査役と事前の協議を行うものとしております。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役、執行役員および使用人は、監査役の要請に応じ、以下につき監査役に適時報告しております。

・ 定例的報告事項

経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、内部監査室が実施した監査の結果等。

・ 臨時的報告事項

会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実、取締役、執行役員および使用人の職務遂行に関して不正または法令・定款および各種社内規程等に違反する重大な事実、三陽アラーム制度に基づき通報された事実、重要な訴訟・係争および行政処分等に関する事実。

② 当社の代表取締役は定例的に実施されるミーティングにおいて、必要事項について監査役と意見交換を行っております。

③ 当社の監査役が子会社の監査に関与し、あるいは必要に応じ当社常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなどして、当社の子会社の取締役、監査役および使用人が、当社の監査役に直接報告できる体制を整備しております。また、子会社の使用人等から三陽アラーム制度に基づき通報された内容については、当社の所轄部署が取りまとめ、定期的に当社監査役に報告しております。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役職員に周知徹底しております。

② 三陽アラーム制度規程において、通報者の保護を優先事項としてその旨を定め、また、三陽アラーム制度規程に基づく通報者に対して、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を計上するとともに、監査役がその職務の執行について支出した費用等に関して、監査役から請求があった場合には、速やかに当該費用または債務の適切な処理を行っております。

(11) **その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 監査役は、以下の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する以下の重要な資料を閲覧できることとしております。

・ 監査役が出席する会議

取締役会、経営会議、執行役員会、企画統括会議、販売統括会議、CSR推進委員会等の重要な会議。

・ 監査役が閲覧できる資料

代表取締役が決裁するもの、法令等遵守に関するもの、リスク管理に関するもの、内部監査に関するもの、重要な会計方針の変更に関するもの、重要な訴訟・係争に関するもの、重要な事故・苦情・トラブルに関するもの、その他の重要な決裁書類。

② 取締役は、監査役の監査が実効的に行われるよう、監査役が法務、会計等の専門家から適切なアドバイスを得られる環境を整備するとともに、監査役と内部監査室および会計監査人との連携体制を推進しております。

(12) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① **コンプライアンス等**

CSR基本方針、企業行動基準等、行動規範に結びつく社内規程について、通達等の適宜の方法により注意喚起を促すなど、従業員に対して周知徹底を図りました。また、主要関係部門の責任者で構成されるCSR推進委員会を半期に4回開催し、その決定事項等は、社内全部門の所属長で構成されるCSR全社連絡会議に半期に1回報告し、全社的に連絡事項の伝達を行いました。なお、内部統制委員会および内部監査室は、それぞれ独立の視点でコンプライアンス体制の運用状況を確認いたしました。

また、法令・定款および各種社内規程等に違反する行為の未然防止と早期発見を図るべく、内部通報制度(三陽アラーム制度)の運用をグループ全体で継続し、取り組みを強化しております。

② **取締役の職務執行**

当社は、法令・定款および取締役職務規程等に従い、原則月1回の定例取締役会を、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議等を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。さらに、当社においては社外取締役も選任し、取締役会による当社取締役

の職務執行の監督機能を強化しております。

また、当社は、取締役会開催前には、経営会議において、取締役会付議事項について多面的に検討を加えるとともに、取締役会終了後は、執行役員会において、取締役会での決定事項等を全執行役員に報告し共有を図ることで、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

③ 監査役の職務執行

監査役は、取締役会への出席ならびに常勤監査役による経営会議、執行役員会、企画統括会議、販売統括会議およびCSR推進委員会その他の重要な会議への出席や、定期的に行われる取締役と監査役との意見交換会等を通して、忌憚なく監査し助言を行っております。また、監査役は、取締役、執行役員および使用人からの定例および臨時の報告を通じて、当社の内部統制の整備、運用状況等について確認を行うとともに、会計監査人との定期的なミーティングや、内部監査室からの報告を受けることにより、連携体制を推進しつつ監査の実効性を確保しております。

④ 内部監査

当社では、内部監査室が定期的に監査計画を策定の上、業務全般に関して法令・定款および社内規程等の遵守状況、職務執行の手續の妥当性についてグループ全体の内部監査を実施し、その結果を取締役および監査役に報告しております。

⑤ 子会社管理

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、すべての子会社に当社所管部門の責任者または所属する従業員を役員として派遣しており、また、子会社から重要事項等の報告を適宜受けております。また、当事業年度において、すべての子会社の監査役を当社の常勤監査役が兼任しており、定例的に開催される当社監査役会において子会社の監査内容が報告されております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関する基本方針および当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

（注）経営ビジョンにつきましては、平成26年2月14日付けの当社買収防衛策に関するプレスリリースにおいては平成24年度を起点とする「中期経営戦略」に沿った内容を記載しておりますが、以下の(1) ①では、平成28年度にその方向性を公表し、平成29年2月14日に発表した「新経営計画」に沿った記載をしております。

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容について

① 当社の企業理念、CSR基本方針、企業行動基準および経営ビジョン

当社は、当社の企業理念、CSR基本方針、企業行動基準および経営ビジョンについて、以下のとおりと考えております。

（企業理念）

「真・善・美」を社是とし、ファッションを通じ、美しく豊かな生活文化を創造し、社会の発展に貢献することを経営理念としています。

（CSR基本方針）

ファッション製品を製造販売する事業活動を通じ、三陽商会の社会的存在意義を常に考えつつ、社会に有用な製品・サービスを提供することで、企業価値の持続的向上を追求することが、当社の社会に対する責任の基本であると考えます。

事業活動の遂行においては、株主、顧客、社員、仕入先、得意先、地域社会、その他の当社に関連する全ての方々の満足と信頼を獲得することを念頭に、誠実で健全な、社会的に正しい行動をとることを基本に考えます。

（企業行動基準）

- ・お客様とともに お客様の安心と満足を追求し、良質な商品とサービスの提供に努めます。
- ・お取引先とともに 互いの企業価値拡大に向けて、誠意を持って良き協業に努めます。
- ・従業員とともに 従業員一人一人の人間性を尊重し、自主性・創造性を発揮できる企業を目指します。
- ・株主の皆様とともに 企業価値の拡大に努め、その成果を分配し、透明で健全な経営を実践します。
- ・社会とともに 良き企業市民として法令を遵守し、環境問題に配慮を怠らず、モラルをもって社会貢献活動に努めます。

(経営ビジョンー当社が目指す企業像)

「TIMELESS WORK. ほんとうにいいものをつくろう。」

当社は、平成25年に設立70周年を迎えたことを機に、タグライン「TIMELESS WORK. ほんとうにいいものをつくろう。」を策定いたしました。当社の社是である「真・善・美」と、当社が目指す「いつの時代でも変わらぬ価値のあるものづくり」を表現した言葉であり、今後の当社が進むべき指針を表現しています。当社はこれからも生活者から共感・共鳴され、愛される企業を目指し、経営理念である「ファッションを通じ、美しく豊かな生活文化を創造し、社会の発展に貢献する企業」として更なる進化を目指します。

そしてこの考え方に立脚して以下の経営方針を「新経営計画」に盛り込んでおります。

(経営方針)

当社グループは、「新経営計画」として発表した「Sanyo Innovation Plan 2017」において、下記のVision/Missionを掲げており、その実現に向けて各施策を実行してまいります。

<Vision/Mission>

アパレル事業をコアとしながらもライフスタイル全般に関わるサービスを提供する「総合ファッションカンパニー」(メーカー・リテーラー・プラットフォーム)へと進化

<行動指針>

「継承」＝「メーカーとして世界最高水準のものづくりの追求」と「革新」＝「新たな販路へ・新たな顧客へ・新たな商品/サービスへ」を行動指針として浸透

以下の構造改革具体策および成長戦略具体策を実行し、黒字化に向けて事業の立て直しを図ります。

1. 営業販売改革

不採算ブランド・売場の撤退、売場の生産性向上をはじめ、販売マネージャーの重点管理指標の再定義・効率化、売場販売力強化の仕組みづくりを推進します。

2. 業務改革

フレックスタイム制度／時差通勤制度のテスト導入、フリーアドレス導入などフレキシブルな働き方を推進し従業員の意識改革を促します。全社アンケートの実施や「SANYO POST」の設置により会社に対するさまざまな意見、アイデア募集など、従業員の声を経営に生かせる仕組みづくりを推進します。

3. マーチャンダイジング（MD）改革

MDプロセスの標準化・高度化を進めるとともに、MD／生産担当の業務見直しや生産部門との連携を強化し、効率的に魅力ある商品づくりを追求できる体制を構築します。これにより粗利益率の向上と滞在在庫の削減を図ります。

4. 既存事業強化戦略

新たな販路向けの商品開発と生産体制整備を推進し、都市型商業施設を中心に出店を進めてまいります。デジタル活用による直営店運営力強化を実行します。

また、コーポレートブランド事業の専門店卸売販路の開拓を積極的に推進し、クリエイションとマーケティングを強化してまいります。

5. Eコマース・デジタル事業の成長加速

Eコマース専用商材の開発や自社Eコマースサイト（iStore）の機能強化、およびブランド別WEBサイトの強化など具体的施策を積極的に推進し、潜在的な成長力のある販路に投資を行います。

6. 新規事業開発

「新たな販路へ・新たな顧客へ・新たな商品／サービスへ」の行動指針に基づき、直販型ビジネスの開発や「エシカル・エコ・オーガニック」を軸とした幅広い領域におけるユニークで新しい商品／サービスの開発と、それらを持つ事業者へのプラットフォーム提供など多面的に推進してまいります。

当社はこのような企業理念、CSR基本方針、企業行動基準および経営ビジョンこそが当社の企業価値および株主共同の利益の源泉に他ならないと考えております。

② 基本方針の内容

当社は、昭和46年7月より、株式を東京証券取引所へ上場、市場に公開しております。上場会社である以上、当社取締役会が、当社株主の皆様および投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはありません。当社取締役会といたしましては、上記①「当社の企業理念、CSR基本方針、企業行動基準および経営ビジョン」で述べた当社の企業理念、CSR基本方針、企業行動基準および経営ビジョンを背景に、中長期的視点から当社の企業価値および株主共同の利益の向上をめざし、これによって当社株主の皆様へ長期的かつ継続的に当社の経営方針に賛同し、当社への

投資を継続していただくために邁進いたしますが、大規模買付者が出現した場合、当該大規模買付者が当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切であるか否かの判断につきましては、最終的には当社株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為又はこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値および株主共同の利益を毀損するもの、大規模買付行為又はこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模買付行為又はこれに類する行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会の代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を妨げるような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模買付行為に対しては、当社株主の皆様の事前の承認や、当社株主の皆様の意思決定に基づき、当社取締役会が、法令および定款によって許容される限度において当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考え、これを、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて

当社では、上記(1) ①「当社の企業理念、CSR基本方針、企業行動基準および経営ビジョン」で述べた、当社の企業理念、CSR基本方針、企業行動基準および経営ビジョンの下、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に努めております。「新経営計画」においては、Vision/Missionとして、アパレル事業をコアとしながらもライフスタイル全般に関わるサービスを提供する「総合ファッションカンパニー」（メーカー・リテラー・プラットフォーマー）へと進化し、行動指針として「継承」と「革新」を着実に実行していくことが当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の最大化に資すると考えております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実に向けた取組みを経営上の最重要課題の一つと認識しております。かかる観点から、取締役会については、取締役8名、内社外取締役3名の体制により、取締役会における迅速な意思決定と業務監督機能の一層の充実・強化を図っております。また、監査役につきましても常勤監査役

2名、社外監査役3名の体制により、経営監督機能の強化を担っております。

内部統制体制の整備・強化につきましては、内部統制委員会および内部統制推進室を設置し、また監査役、内部監査室とも連携し、会社法および金融商品取引法への対応にとどまらず、業務改革の視点からも整備を強力に進めております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、平成26年2月14日開催の取締役会において、上記(1)「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べたような会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成20年3月28日開催の当社定時株主総会の決議に基づき導入し、平成23年3月30日開催の当社定時株主総会決議に基づき一部改定した上で継続しておりました、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の内容を、平成26年3月開催の当社定時株主総会の承認を得ることを条件に継続することを全取締役の賛成により決定しました（以下、「本対応方針」といいます。）。本対応方針は平成26年3月27日開催の当社定時株主総会において承認の決議を得ております。

その具体的内容は以下のとおりです。

大規模買付行為に関する基本的考え方

もとより、当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも少なくありません。そのような大規模買付行為に対しては、当社として、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上が妨げられるような事態が生ずることのないように、上記(1)「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べたような基本方針に基づき、予め何らかの対応方法を用意する必要があります。もっとも、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害する大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様委ねられるべきものと考えております。

上記のように、大規模買付行為に対する最終的な判断が当社株主の皆様委ねられるべき場合において、これに対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様十分な情報提供がなされ、かつ、熟慮に必要な十分な時間が

与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行うこと、および、当社株主の皆様のための熟慮に必要な時間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないことを求めることを基本としております。

なお、上記(2)「会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて」で述べた当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のための取組みに鑑みれば、大規模買付者からのみならず、当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で、役立つものと考えられます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様がより適切な判断を下せるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合には、当社取締役会は大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の基本的な考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該ルールの違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができるといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的效果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

なお、大規模買付ルールの詳細については、当社ホームページ(<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>)に掲載している平成26年2月14日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」をご覧ください。

(4) 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足するとともに、買収防衛策の在り方その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容であり、高度な合理性を有していると同時に、上記(1)「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べた基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

また、本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

① 当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当該大規模買付行為に対する当社取締役会の意見や当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

② 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、平成26年3月27日開催の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りし、承認の決議を得ております。そのため、本対応方針の内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

さらに、取締役会の選択により株主意思の確認手続として株主総会が開催される場合には、対抗措置の発動は、当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになりますし、また、取締役会が独立委員会への諮問を選択した場合も、株主総会から授權された独立委員会が対抗措置発動の要否を取締役に勧告するものです。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために客観的かつ合理的な判断に基づき、当社取締役会に対し勧告を行う諮問機関として、株主総会から授權された独立

委員会を設置します。

また、独立委員会の委員は3名以上6名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社の業務執行を行う経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から、取締役会の決議により選任されます。

④ 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。

⑤ 取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針においては、取締役会は株主総会の意思を直接確認し、又は、株主総会から授権された独立委員会の勧告を最大限尊重するように設定されております。このように、大規模買付ルールが遵守された場合の対抗策の発動について、対抗措置の発動は当社株主の皆様のご意思又は独立委員会の勧告に基づきなされるものであり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（ご参考）

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の有効期間は、平成29年3月30日開催の第74期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）の終結の時までとなっております。

当社は、平成29年2月14日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって、本対応方針を継続せず廃止することを決議いたしました。

（注）本事業報告中の記載金額および数量は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	43,558	流動負債	16,940
現金及び預金	18,415	支払手形及び買掛金	9,258
受取手形及び売掛金	7,565	短期借入金	1,400
商品及び製品	16,045	リース債務	85
仕掛品	62	未払消費税等	8
原材料及び貯蔵品	270	未払法人税等	5
その他	1,244	賞与引当金	337
貸倒引当金	△45	返品調整引当金	170
固定資産	37,206	その他	5,676
有形固定資産	15,572	固定負債	14,272
建物及び構築物	3,229	長期借入金	7,800
土地	10,211	リース債務	97
リース資産	148	長期未払金	313
建設仮勘定	924	繰延税金負債	2,213
その他	1,058	再評価に係る繰延税金負債	609
無形固定資産	1,866	退職給付に係る負債	3,212
借地権	695	その他	25
商標権	656	負債合計	31,213
ソフトウェア	438	(純資産の部)	
その他	76	株主資本	43,734
投資その他の資産	19,767	資本金	15,002
投資有価証券	16,799	資本剰余金	10,060
敷金及び保証金	2,379	利益剰余金	18,917
その他	613	自己株式	△246
貸倒引当金	△25	その他の包括利益累計額	5,816
資産合計	80,764	その他有価証券評価差額金	6,385
		土地再評価差額金	△303
		為替換算調整勘定	105
		退職給付に係る調整累計額	△370
		純資産合計	49,551
		負債及び純資産合計	80,764

連結損益計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		67,611
売上原価		39,381
売上総利益		28,230
販売費及び一般管理費		36,660
営業損失		8,430
営業外収益		
受取利息及び配当金	334	
持分法による投資利益	34	
受取賃貸料	18	
その他の	38	426
営業外費用		
支払利息	111	
賃貸費用	5	
為替差損	50	
その他の	24	192
経常損失		8,196
特別利益		
固定資産受贈益	18	
投資有価証券売却益	3,517	3,535
特別損失		
固定資産除却損	39	
グループ会員権評価損	37	
グループ会員権売却損	9	
減損損失	590	
事業構造改善費用	2,893	3,571
税金等調整前当期純損失		8,232
法人税、住民税及び事業税	63	
法人税等調整額	3,070	3,134
当期純損失		11,366
親会社株主に帰属する当期純損失		11,366

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	15,002	10,061	31,289	△244	56,108
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,005		△1,005
親会社株主に帰属する当期純損失			△11,366		△11,366
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	△12,372	△1	△12,373
当 期 末 残 高	15,002	10,060	18,917	△246	43,734

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換 算定	退職給付に 係る調整 累計額	その他利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	9,578	-	△335	65	△269	9,038	65,147
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,005
親会社株主に帰属する当期純損失							△11,366
自 己 株 式 の 処 分							0
自 己 株 式 の 取 得							△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△3,193	-	32	39	△100	△3,222	△3,222
連結会計年度中の変動額合計	△3,193	-	32	39	△100	△3,222	△15,596
当 期 末 残 高	6,385	-	△303	105	△370	5,816	49,551

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,699	流動負債	16,898
現金及び預金	18,115	支払手形	3,239
受取手形	61	買掛金	6,016
売掛金	8,168	短期借入金	1,000
商品及び製品	14,788	1年内返済予定の長期借入金	400
仕掛品	62	リース負債	78
原材料及び貯蔵品	269	未払金	2,503
前払費用	640	未払費用	2,590
未収入金	139	預り金	355
その他の他	495	賞与引当金	333
貸倒引当金	△44	返品調整引当金	170
固定資産	37,330	その他の他	212
有形固定資産	15,572	固定負債	13,857
建物	3,134	長期借入金	7,800
構築物	94	リース負債	85
機械及び装置	0	長期未払金	311
工具、器具及び備品	1,058	繰延税金負債	2,213
土地	10,211	再評価に係る繰延税金負債	609
リース資産	148	退職給付引当金	2,812
建設仮勘定	924	その他の他	25
無形固定資産	1,866	負債合計	30,755
借地権	695	(純資産の部)	
商標権	656	株主資本	43,191
ソフトウェア	438	資本金	15,002
その他の他	76	資本剰余金	10,018
投資その他の資産	19,891	資本準備金	3,800
投資有価証券	16,612	その他資本剰余金	6,218
関係会社株式	289	利益剰余金	18,415
関係会社出資金	0	その他利益剰余金	18,415
敷金及び保証金	2,263	別途積立金	9,750
その他の他	1,504	繰越利益剰余金	8,665
貸倒引当金	△779	自己株式	△246
資産合計	80,029	評価・換算差額等	6,082
		その他有価証券評価差額金	6,385
		土地再評価差額金	△303
		純資産合計	49,273
		負債及び純資産合計	80,029

損益計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		66,829
売上原価		39,359
売上総利益		27,469
販売費及び一般管理費		35,810
営業損失		8,340
営業外収益		
受取利息及び配当金	356	
受取賃貸料	12	
その他の	54	423
営業外費用		
支払利息	111	
賃貸費用	7	
為替差損	26	
その他の	24	170
経常損失		8,087
特別利益		
固定資産受贈益	18	
投資有価証券売却益	3,517	
抱合せ株式消滅差益	733	4,269
特別損失		
固定資産除却損	38	
減損	531	
ゴルフ会員権評価損	37	
ゴルフ会員権売却損	9	
事業構造改善費用	2,893	3,509
税引前当期純損失		7,328
法人税、住民税及び事業税	47	
法人税等調整額	3,072	3,120
当期純損失		10,448

株主資本等変動計算書

（平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								株主資本計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	15,002	3,800	6,219	10,019	9,750	20,120	29,870	△244	54,647
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1,005	△1,005		△1,005
当期純損失						△10,448	△10,448		△10,448
自己株式の処分			△0	△0				0	0
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	-	-	△0	△0	-	△11,454	△11,454	△1	△11,455
当 期 末 残 高	15,002	3,800	6,218	10,018	9,750	8,665	18,415	△246	43,191

（単位：百万円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	9,578	-	△335	9,242	63,889
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,005
当期純損失					△10,448
自己株式の処分					0
自己株式の取得					△1
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	△3,193	-	32	△3,160	△3,160
事業年度中の変動額合計	△3,193	-	32	△3,160	△14,616
当 期 末 残 高	6,385	-	△303	6,082	49,273

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月10日

株式会社 三陽商会

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井紀彰	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春山直輝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川端美穂	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三陽商会の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三陽商会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月10日

株式会社 三陽商会

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井紀彰	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春山直輝	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川端美穂	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三陽商会の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月13日

株式会社三陽商会 監査役会

常勤監査役 新 名 宏 行 ⑩

常勤監査役 中 村 幹 男 ⑩

社外監査役 鈴 木 正 隆 ⑩

社外監査役 玉 井 泉 ⑩

社外監査役 三 浦 孝 昭 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、引き続き厳しい経営環境が続くものと思われませんが、株主各位のご支援に報いるため、また安定的利益還元配慮し、下記のとおり1株につき4円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4円 総額 502,777,312円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年3月31日

第2号議案 単元株式数の変更に伴う株式の併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

当社株式の投資単位の適正化を図るために株式併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

当社普通株式

(2) 併合割合

当社の発行する普通株式について、10株を1株に併合いたします。

ただし、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、その株式について一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

(3) 株式併合の効力発生日

平成29年7月1日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

40,000,000株

3. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」（単元株式数および発行可能株式総数の変更）が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件（単元株式数および発行可能株式総数の変更）

1. 提案の理由

- (1) 第2号議案「単元株式数の変更に伴う株式の併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定される発行可能株式総数を400,000,000株から40,000,000株に変更するものであります。
- (2) 株式会社東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。そこで、当社は株式会社東京証券取引所に上場する会社として、この主旨を尊重し、第2号議案「単元株式数の変更に伴う株式の併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、現行定款第7条（単元株式数）に規定される当社株式の単元株数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (3) 現行定款第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>4億株</u>とする。</p> <p>（単元株式数） 第7条 当会社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>4千万株</u>とする。</p> <p>（単元株式数） 第7条 当会社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第6条および第7条の変更は、当社第74期定時株主総会の第2号議案に係る株式併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、これを削除する。</p>

第4号議案 定款一部変更の件（取締役任期の変更）

1. 提案の理由

取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（任期）につき所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（任期） 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員のために選任された取締役の任期は現任取締役の残任期間とする。</p>	<p>（任期） 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② （現行どおり）</p>

第5号議案 定款一部変更の件（責任限定契約の締結対象者の拡大）

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、あらたに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、このような監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（損害賠償責任の一部免除） 第29条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、社外取締役および社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>	<p>（損害賠償責任の一部免除） 第29条 （現行どおり）</p> <p>② 当社は、社外取締役および監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>

第6号議案 取締役7名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的な意思決定が行えるよう取締役1名を減員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
①	いわ 岩 た 功 氏 (昭和34年3月14日)	昭和57年4月 当社入社 平成15年7月 当社事業統轄本部経営企画室担当部長 平成17年1月 当社経営統轄本部経営企画室長兼コンプライアンス室長 平成17年2月 当社事業本部業務統括室長 平成20年1月 当社経営統轄本部経営企画室長兼コンプライアンス室長兼ウェブビジネス推進室長 平成21年1月 当社執行役員経営統轄本部経営企画室長兼コンプライアンス室長兼ウェブビジネス推進室長 平成25年3月 当社取締役兼執行役員経営統轄本部経営企画室長兼コンプライアンス室長 平成26年4月 当社取締役兼常務執行役員経営統轄本部長兼人事総務本部長 平成26年7月 当社取締役兼常務執行役員経営統轄本部長 平成29年1月 当社代表取締役社長兼社長執行役員経営統轄本部長、現在に至る	20,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>岩田功氏は、営業部門、企画部門、経営企画部門、人事総務部門、経営統轄部門等を歴任し、当社の事業全般に精通しているとともに、豊富な経験と高度な知識を有しております。現在代表取締役社長として、当社の経営執行責任者の立場で事業を遂行し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
②	まつ うえ かおる 松 浦 薫 (昭和29年2月10日)	昭和51年4月 当社入社 平成13年7月 当社婦人服営業部営業業務室室長 平成15年7月 当社婦人服営業部営業推進室室長兼セールススタッフ運営室室長 平成17年2月 当社経営統轄本部経営企画室室長兼コンプライアンス室長 平成20年1月 当社執行役員経理財務本部長補佐 平成21年1月 当社常務執行役員経理財務本部長補佐 平成21年3月 当社取締役兼常務執行役員経理財務本部長 平成26年4月 当社取締役兼専務執行役員経理財務本部長 平成27年3月 当社代表取締役兼専務執行役員経理財務本部長、現在に至る	5,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 松浦薫氏は、企画部門、経営企画部門、経理財務部門等を歴任し、経営者としての豊富な経験と業務全般の幅広い知見を有しております。現在代表取締役として、当社経理財務部門を担当し、適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補者いたしました。</p>			
③	さい とう すずむ 齊 藤 晋 (昭和32年6月17日)	昭和57年4月 当社入社 平成15年7月 当社大阪支店紳士服営業部部长 平成18年1月 当社事業本部バーバリー事業部部长補佐 平成21年1月 当社執行役員事業本部バーバリー事業部部长 平成25年1月 当社常務執行役員事業本部販売統括事業部部长 平成26年3月 当社取締役兼常務執行役員事業本部販売統括事業部部长 平成26年7月 当社取締役兼常務執行役員事業本部副本部长販売管掌 平成27年1月 当社取締役兼専務執行役員事業本部副本部长販売管掌兼特命担当（大阪支店新事業推進） 平成29年1月 当社取締役兼専務執行役員事業部部长、現在に至る	8,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 齊藤晋氏は、営業部門を歴任し、豊富な経験と高度な知識を有しております。現在取締役事業本部長として、当社のブランド事業の推進と多様化するマーケットに対し事業領域の拡大を図るなど、当社の事業に精通した役割を果たしており、引き続き取締役の候補者いたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
④	あら 居 徹 (昭和35年10月16日)	昭和58年4月 当社入社 平成15年7月 当社婦人服第五企画部部长 平成17年2月 当社事業本部バーバリー事業部婦人バーバリーロンドンD I V長 平成24年1月 当社執行役員事業本部バーバリー事業部長補佐 平成25年1月 当社執行役員事業本部バーバリー事業部長 平成27年7月 当社執行役員事業本部ポールスチュアート事業部長 平成28年7月 当社執行役員事業本部企画統括事業部長兼ポールスチュアート事業部長 平成29年1月 当社常務執行役員事業本部副本部長企画管掌、現在に至る	一株
<p>【取締役候補者とした理由】 荒居徹氏は、企画部門を歴任し、豊富な経験と高度な知識を有しております。現在当社の事業本部副本部長企画管掌として、ブランド事業の推進と多様化するマーケットに対し事業領域の拡大を図るなど、当社の事業に精通した役割を果たしていることから、あらたに取締役の候補者いたしました。</p>			
⑤	まつ だ きよ 人 (昭和27年9月6日)	昭和50年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 平成14年4月 (株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行) 執行役員 平成16年4月 同行常務執行役員 平成19年4月 みずほ証券(株)取締役副社長 平成20年4月 ユニゾン・キャピタル パートナー、現在に至る 平成22年3月 当社取締役、現在に至る	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 松田清人氏は、財務金融をはじめとして経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただいていることから、引き続き社外取締役の候補者いたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
⑥	やのまさひで 矢野雅英 (昭和23年10月24日)	昭和46年4月 三菱商事(株)入社 平成16年4月 同社執行役員繊維本部長 平成18年4月 同社常務執行役員生活産業グループCOO 兼ライフスタイル本部長 平成22年4月 同社副社長執行役員生活産業グループCEO兼国内統括 平成22年6月 同社代表取締役兼副社長執行役員 平成23年4月 同社取締役兼副社長執行役員東アジア統括 兼三菱商事(中国)有限公司社長兼北京事務所長 平成25年6月 同社顧問 平成28年3月 当社取締役、現在に至る	一株
【社外取締役候補者とした理由】 矢野雅英氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただいていることから、引き続き社外取締役の候補者となりました。			
⑦	いちなもとよし 椎名幹芳 (昭和24年8月12日)	昭和48年4月 三井物産(株)入社 平成11年5月 同社繊維本部繊維第一部長 平成15年3月 イタリア三井物産(株)社長 平成17年10月 三井物産(株)ライフスタイル事業本部副本部長 平成18年4月 同社食料・リテール本部副本部長 平成20年4月 三国コカ・コーラボトリング(株)常務執行役員 平成21年3月 同社代表取締役社長	一株
【社外取締役候補者とした理由】 椎名幹芳氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、業務執行を監督する立場として適切な人材と判断し、あらたに社外取締役の候補者となりました。			

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2.荒居徹氏および椎名幹芳氏は新任の取締役候補者であります。
3.松田清人氏および矢野雅英氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって松田清人氏が7年、矢野雅英氏が1年となります。
4.松田清人氏、矢野雅英氏および椎名幹芳氏は社外取締役候補者であります。
5.当社は、候補者松田清人氏および矢野雅英氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が本総会において承

- 認められた場合には、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- 6.当社は、候補者椎名幹芳氏の選任が本総会において承認された場合には、会社法第427条第1項に基づき、当社と同氏との間で、法令の定める限度まで社外取締役の責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - 7.当社は、候補者松田清人氏および矢野雅英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が本総会において承認された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
 - 8.当社は、候補者椎名幹芳氏の選任が本総会において承認された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第7号議案 監査役1名選任の件

監査役新名宏行氏および鈴木正隆氏の両氏は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、あらたに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
田中秀文 (昭和31年7月26日)	昭和56年4月 当社入社 平成15年7月 当社事業本部紳士服業務室室長 平成18年1月 当社事業本部婦人服第二事業部業務室長 平成26年7月 当社執行役員人事総務本部長 平成29年1月 当社人事部付嘱託、現在に至る	一株
【監査役候補者とした理由】 田中秀文氏は、当社の業務管理部門、人事総務部門を歴任し、人事制度の整備や浸透に寄与するなど豊富な業務経験と知見を有しております。また、適切な監督・監査機能を発揮するための知識と能力も有しており、あらたに監査役の候補者いたしました。		

- (注) 1.候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
- 2.当社は、候補者田中秀文氏の選任が本総会において承認された場合には、会社法第427条第1項に基づき、当社と同氏との間で、法令の定める限度まで監査役の責任を限定する契約を締結する予定であります。

第8号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
和田孝夫 (昭和22年1月1日)	昭和44年4月 (株)三菱銀行入行 平成9年6月 (株)東京三菱銀行取締役 平成12年6月 同行常勤監査役 平成15年6月 ダイヤモンドキャピタル(株)取締役社長 平成17年10月 三菱UFJキャピタル(株)取締役会長 平成19年6月 三菱マテリアル(株)常勤監査役 平成23年3月 当社監査役 平成27年3月 当社監査役退任	一株
<p>【補欠監査役候補者とした理由】 和田孝夫氏は、財務金融をはじめとして経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験をもって当社の監査役に適任であると判断し、法令に定める監査役を欠くことになる場合に備え、補欠監査役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1.候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 2.和田孝夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3.当社は、候補者和田孝夫氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と同氏との間で、法令の定める限度まで社外監査役の責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上







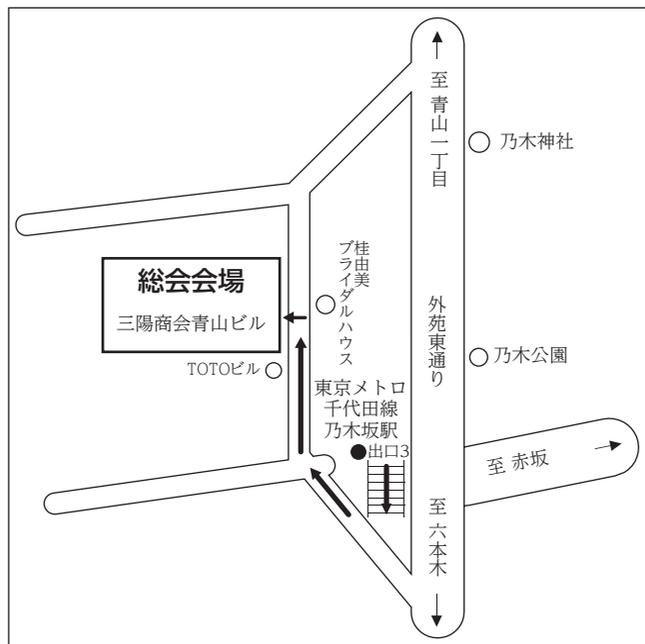


株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区南青山一丁目24番3号

当社 青山ビル イベントホール (地下1階)

(下記の会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場をお願い申し上げます。)



(交通のご案内)

- ・東京メトロ 千代田線「乃木坂」駅下車 外苑東通り方面改札 出口3より徒歩約1分

当会場はご来客用の駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。